

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【公開番号】特開2018-43949(P2018-43949A)

【公開日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-011

【出願番号】特願2016-180306(P2016-180306)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/28	(2006.01)
A 6 1 K	36/282	(2006.01)
A 6 1 K	36/53	(2006.01)
A 6 1 K	36/61	(2006.01)
A 6 1 K	36/73	(2006.01)
A 6 1 K	36/78	(2006.01)
A 6 1 P	17/16	(2006.01)
A 6 1 P	7/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 2 3 L	33/105	(2016.01)
A 2 3 F	3/14	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	36/28
A 6 1 K	36/282
A 6 1 K	36/53
A 6 1 K	36/61
A 6 1 K	36/73
A 6 1 K	36/78
A 6 1 P	17/16
A 6 1 P	7/10
A 6 1 P	9/00
A 2 3 L	33/105
A 2 3 F	3/14

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

レモンマートル抽出物、ドクダミ抽出物、ヨモギ抽出物、ワイルドストロベリー抽出物、ラズベリーリーフ抽出物、エキナセア抽出物、及びクミスクチン抽出物からなる群より選択される少なくとも1種を含む、血流改善用、むくみ改善用、リンパ流改善用、体のこり改善用、冷え改善用、又は肌のしわ、たるみ若しくは荒れ改善用の組成物。

【請求項2】

少なくとも、レモンマートル抽出物、ワイルドストロベリー抽出物、及びラズベリーリーフ抽出物からなる群より選択される少なくとも1種を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

経口組成物である、請求項 1 又は 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

医薬組成物又は食品組成物である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 5】

レモンマートル、ドクダミ、ヨモギ、ワイルドストロベリー、ラズベリーリーフ、エキナセア、及びクミスクチンからなる群より選択される少なくとも 1 種を、水、エタノール、又は水 - エタノール混合液による抽出に供する工程を含む、血流改善用、むくみ改善用、リンパ流改善用、体のこり改善用、冷え改善用、又は肌のしわ、たるみ若しくは荒れ改善用の組成物の製造方法。

【請求項 6】

レモンマートル、ドクダミ、ヨモギ、ワイルドストロベリー、ラズベリーリーフ、エキナセア、及びクミスクチンからなる群より選択される少なくとも 1 種の乾燥物を含む、血流改善用、むくみ改善用、リンパ流改善用、体のこり改善用、冷え改善用、又は肌のしわ、たるみ若しくは荒れ改善用の乾燥茶葉又はティーバッグ。

【請求項 7】

血流改善用である、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 8】

少なくともレモンマートル抽出物を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 9】

レモンマートル抽出物を含む、血流改善用組成物。